

北海道選挙管理委員会告示第6号

平成31年3月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成31年3月4日

北海道選挙管理委員会委員長 水 城 義 幸

1 選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

50分の1の数	91,052
3分の1の数	669,072

2 北海道議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

札幌市中央区	68,067	根室市	7,436
札幌市北区	80,396	千歳市	26,866
札幌市東区	74,270	滝川市	11,698
札幌市白石区	61,231	登別市	13,948
札幌市厚別区	36,807	恵庭市	19,508
札幌市豊平区	64,066	伊達市	9,873
札幌市清田区	31,848	北広島市	16,608
札幌市南区	39,860	北斗市	13,002
札幌市西区	61,426	空知地域	44,464
札幌市手稲区	40,080	石狩地域	22,064
函館市	75,404	後志地域	25,915
小樽市	34,409	胆振地域	15,501
旭川市	96,923	日高地域	18,960
室蘭市	24,516	渡島地域	25,990
釧路市	49,043	檜山地域	10,651
帯広市	47,448	上川地域	37,201
北見市	33,835	留萌地域	13,347
岩見沢市	23,700	宗谷地域	8,418
網走市	10,167	オホーツク東地域	17,237
苫小牧市	48,285	オホーツク西地域	19,485
稚内市	9,766	十勝地域	48,730
美唄市	6,462	釧路地域	17,256
江別市	33,973	根室地域	13,507
名寄市	7,891		

3 北海道の方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域ごとの選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

北海道警察函館方面本部管轄区域	50分の1の数	7,630
	3分の1の数	127,167
北海道警察旭川方面本部管轄区域	50分の1の数	11,009
	3分の1の数	158,405
北海道警察釧路方面本部管轄区域	50分の1の数	11,006
	3分の1の数	158,376
北海道警察北見方面本部管轄区域	50分の1の数	4,844
	3分の1の数	80,723